

「近江の地酒おもてなし推進店制度」実施要領

第1 趣旨

近江の地酒を取り扱う飲食店、旅館・ホテルおよび小売店が、「近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例」を尊重しつつ、主体的に「近江の地酒おもてなし推進店（以下「推進店」という。）」に登録し、近江の地酒おもてなし普及促進協議会（以下「協議会」という。）と協働して、条例や近江の地酒を中心とした食文化の普及促進に取り組むため、その登録および取組の実施に必要な事項を定める。

第2 登録対象店

登録の対象となる店舗は、近江の地酒を販売または提供している飲食店、旅館・ホテル等の宿泊施設、小売店とする。

第3 登録基準

推進店として登録を受けようとする登録対象店は、次の各号の基準を満たさなければならない。

- (1) 近江の地酒を継続的に販売・提供をしていること。
- (2) 推進店として店舗情報を滋賀県のホームページ等で紹介することを了承すること。
- (3) 近江の地酒を中心とした食文化の普及促進に協力し、広報ツールの掲出等、当制度の推進に協力できること。

第4 実施内容

- 1 推進店は、自らの創意工夫により、以下の取組を行う。
 - ・近江の地酒でもてなし、その普及を促進する活動
 - ・近江の地酒のPR・情報提供への協力
 - ・近江の地酒の普及促進のための広報ツールの掲出
 - ・発酵食品をはじめとする滋賀の郷土料理等、地酒を中心とした滋賀の食文化への理解を深める取組
 - ・その他近江の地酒の普及促進や魅力発信に必要な活動
- 2 協議会は以下の取組を行う。
 - ・近江の地酒を取り扱う登録対象店に当制度への参画の呼びかけ
 - ・推進店に対する広報ツール等の提供
 - ・推進店の店舗情報や取組内容について滋賀県ウェブサイトにて発信
 - ・発酵食品をはじめとする滋賀の郷土料理等、地酒を中心とした滋賀の食文化の理解を深める機会の提供
 - ・「近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例」の周知
 - ・その他近江の地酒の普及促進や魅力発信に必要な活動

第5 登録期間

- 1 推進店の登録期間は、登録日から翌年度の3月31日までとする。
- 2 協議会は、推進店に対し、登録期間終了までに、登録期間更新の意向を確認するものとし、継続意向の意思があった推進店は1年間の更新を行う。

第6 登録申請手続き等

- 1 推進店の登録を受けようとする登録対象店は、「近江の地酒おもてなし推進店登録申請書」(別紙様式1)または、県ウェブサイトからの申込みにより、登録に必要な事項を記入し、協議会に提出するものとする。
- 2 協議会は、1により提出のあった申込内容を確認し、「近江の地酒おもてなし推進店」に登録し、その登録内容を県ウェブサイト等に掲載することにより公表するものとする。
- 3 協議会は、当該登録を受けた申請者に対し、「近江の地酒おもてなし推進店登録通知書」(別紙様式2)および広報ツールを交付するものとする。
- 4 登録の抹消をしようとする店舗は、「近江の地酒おもてなし推進店登録抹消届」(別紙様式3)を協議会に提出するものとする。

第7 協議会は、推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録基準を満たさなくなったとき。
- (2) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれを認めたとき、もしくは公の秩序または善良の風俗に反する行為があったと認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進店としてふさわしくないと認められるとき。

第8 その他

この要領に関する事務は、滋賀県商工観光労働部観光振興局が行う。

(付 則)

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。